

議案第42号別紙

令和5年度

狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)

令和5年11月24日 原案可決

令和5年度 狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度狛江市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
			支 出	
第1款	下水道事業費用	1,390,330千円	844千円	1,391,174千円
第1項	営業費用	1,339,475千円	1,702千円	1,341,177千円
第2項	営業外費用	49,854千円	△858千円	48,996千円

（資本的支出の補正）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,923千円は、減債積立金91,955千円、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,837千円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,962千円、過年度分損益勘定留保資金39,617千円及び当年度分損益勘定留保資金6,552千円で補填するものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,950千円は、減債積立金171,950千円で補填するものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
		支 出	
第1款 資本的支出	390,012千円	27千円	390,039千円
第3項 企業債償還金	236,247千円	27千円	236,274千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費について次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	82,378千円	1,702千円	84,080千円

令和5年11月24日提出

粕江市長 松原 俊雄

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書

令和5年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画
 収益的收入及び支出
 支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 下水道事業費用			1,390,330	844	1,391,174	
	1 営業費用		1,339,475	1,702	1,341,177	
		4 総係費	205,754	1,702	207,456	
	2 営業外費用		49,854	△ 858	48,996	
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費	32,737	△ 858	31,879	

資本的收入及び支出
支 出

(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			390,012	27	390,039	
	3 企業債償還金		236,247	27	236,274	
		1 企業債償還金	236,247	27	236,274	

令和5年度狛江市下水道事業会計予定キャッシュ・フロー
(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位:千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	118,621
減価償却費	258,898
賞与引当金の増減額(△は減少)	△ 992
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 215
固定資産除却費	17
受取利息及び配当金	△ 1
長期前受金戻入	△ 220,408
支払利息及び企業債取扱諸費	31,879
未収金の増減額(△は増加)	△ 72,906
未払金の増減額(△は減少)	162,521
その他流動負債の増減額(△は減少)	0
小計	277,414
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	△ 31,879
業務活動によるキャッシュ・フロー	245,536

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 90,902
無形固定資産の取得による支出	△ 48,041
国庫補助金等による収入	8,412
一般会計等からの繰入金による収入	86,483
負担金による収入	2,176
寄附金による収入	1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 41,871

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良目的企業債による収入	120,800	
建設改良目的企業債の償還による支出	△ 236,274	
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 115,474	
資金に係る換算差額	0	
資金増加額(又は減少額)	88,191	
資金期首残高	303,988	
資金期末残高	<u>392,179</u>	

給 与 費 明 細 書

(1) 総括 ()内は、再任用職員 別掲 (単位:千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共済費	合 計
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計		
補正後	(1) 8	0	37,986	31,886	69,872	14,208	84,080
補正前	(1) 8	0	37,179	31,002	68,181	14,197	82,378
比 較	(0) 0	0	807	884	1,691	11	1,702

(職員手当の内訳) (単位:千円)

区 分	地域手当	扶養手当	管理職手当	住居手当	超過勤務手当	期末勤勉手当	特殊勤務手当	通勤手当	児童手当	会計年度任用職員期末手当	備 考
補正後	6,644	1,764	1,764	180	2,840	18,155	0	539	0	0	
補正前	6,514	1,764	1,764	180	2,840	17,401	0	539	0	0	
比 較	130	0	0	0	0	754	0	0	0	0	

(2) 報酬、給料及び職員手当の増減額の明細 (単位:千円)

区 分	増減額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
給 料	807	給料改定に伴う増減分	110 給料改定に伴う増加分	110
		その他の増減分	697 新陳代謝等に伴う増加分	697
職 員 手 当	884	制度改正等に伴う増減分	160 制度改正等に伴う増加分	160
		その他の増減分	724 新陳代謝等に伴う増加分	724

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	344,057	-
	平均給与月額(円)	439,542	-
	平均年齢(歳)	47.1	-
令和5年1月1日現在	平均給料月額(円)	355,612	-
	平均給与月額(円)	468,168	-
	平均年齢(歳)	45.0	-

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	技能労務職(円)	国の制度
			一般行政職(円)
高校卒	160,100	-	166,600
大学卒	196,200	-	200,700(総合職) 196,200(一般職)

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			技能労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
令和5年11月1日現在	1級	1	12.5	1級		
	2級	(1)	(100.0)	2級		
	3級	3	37.5	3級		
	4級	2	25.0	4級		
	5級		0.0			
	計	(1)	(100.0)	計		
令和5年1月1日現在	1級	2	25.0	1級		
	2級	1	12.5	2級		
	3級	3	37.5	3級		
	4級	2	25.0	4級		
	5級		0.0			
	計	8	100.0	計		

級別の基準となる職務

区 分	一般行政職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	1 係長の職務 2 主査の職務
4級	1 課長の職務 2 主幹の職務 3 課長補佐の職務 4 副主幹の職務
5級	1 部長の職務 2 理事の職務
区 分	技能労務職
1級	主事の職務
2級	主任の職務
3級	主査の職務
4級	統括主査の職務

エ 期末手当・勤勉手当 ()内は、再任用職員

区 分	支 給 期 別 支 給 率			支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置
	6月 (月分)	1 2月 (月分)	3月 (月分)		
補正後	(1. 200)	(1. 250)	—	(2. 450)	(無)
	2. 275	2. 375		4. 650	有
補正前	(1. 200)	(1. 200)	—	(2. 400)	(無)
	2. 275	2. 275		4. 550	有
国の制度	(1. 150)	(1. 200)	—	(2. 350)	(有)
	2. 200	2. 300		4. 500	有

オ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	2 0年勤続の者 (月分)	2 5年勤続の者 (月分)	3 5年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等
支給率等	23. 00	30. 50	43. 00	43. 00	-
国の制度 (支給率等)	24. 586875	33. 27075	47. 709	47. 709	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)

カ 地域手当 (令和5年11月1日現在)

支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数 (人)	国の指定基準に基づく 支給率 (%)
東京都狛江市	16. 0	9	16. 0

キ 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	代 表 的 な 職 種	
		一般行政職	技能労務職
給与総額に対する比率 (%)			
支給対象職員の比率 (%) (令和5年11月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ク その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容			
扶養手当	異なる	配偶者	市 6,000円 (技能労務職除く4級職員 3,000円)	国 6,500円	
		子	市 9,000円	国 10,000円	
		特定期間にある子 (加算)	市 4,000円	国 5,000円	
		その他	市 6,000円 (技能労務職除く4級職員 3,000円)	国 6,500円	
		※市においては、5級職員に対して、扶養手当不支給			
住居手当	異なる	世帯主及びこれに準ずる者 (月額15,000円以上の家賃を支払っている35歳未満の職員)	市 15,000円	国 最高支給限度額27,000円 (借家・借間に居住する者)	
通勤手当	異なる	交通機関利用	市 最高支給限度額 55,000円	国 最高支給限度額 55,000円	
		交通用具利用	市 2,600円~11,000円	国 2,000円~31,600円	

令和5年度狛江市下水道事業会計予定貸借対照表
(令和6年3月31日)

(単位:千円)

資産の部			負債の部		
1 固定資産			3 固定負債		
イ 土地	48,217		(1) 企業債	3,340,852	
ロ 建物	6,553		固定負債合計		3,340,852
建物減価償却累計額	0	6,553	4 流動負債		
ハ 構築物	10,161,209		(2) 企業債	233,629	
構築物減価償却累計額	△ 869,707	9,291,502	(5) 未払金	379,870	
ニ 機械及び装置	140,347		(9) 引当金	7,740	
機械及び装置減価償却累計額	△ 35,361	104,986	(10) その他流動負債	900	
ホ 車両運搬具	50		流動負債合計		622,139
車両運搬具減価償却累計額	0	50	5 繰延収益		
ヘ 工具、器具及び備品	82		(1) 長期前受金	6,643,199	
減価償却累計額	△ 24	58	(2) 長期前受金収益化累計額	△ 853,860	
チ 建設仮勘定	66,149		繰延収益合計		5,789,339
有形固定資産合計		9,517,515	負債合計		9,752,330
ニ 施設利用権	736,089				
無形固定資産合計		736,089			
固定資産合計		10,253,604	6 資本金		767,248
			7 剰余金		
2 流動資産			イ 国庫補助金	6,835	
(1) 現金預金		392,179	ロ 都補助金	2,638	
(2) 未収金	189,100		ニ 受贈財産評価額	31,472	
未収金貸倒引当金	△ 368	188,732	ホ 寄附金	1	
(8) 前払金		54,965	資本剰余金合計		40,946
流動資産合計		635,876	イ 減債積立金	38,385	
資産合計		10,889,480	ホ 当年度未処分利益剰余金	290,571	
			利益剰余金合計		328,956
			剰余金合計		369,902
			資本合計		1,137,150
			負債資本合計		10,889,480

注記

I. 重要な会計方針

狛江市下水道事業会計については、令和2年度より地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用し、地方公営企業会計基準を適用して財務諸表等を作成している。

1 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 建物 50年
 - 構築物 50年
 - 機械及び装置 10～30年
 - 車両運搬具 6年
 - 工具、器具及び備品 6年

(2)無形固定資産

- ・減価償却の方法 定額法による。
- ・主な耐用年数
 - 施設利用権 45年

2 引当金の計上方法

(1)退職給付引当金

職員の退職手当は、退職手当組合負担金として計上しているため、退職手当に係る引当金の計上はしていない。

(2)賞与引当金・法定福利費引当金

職員の期末勤勉手当及びこれに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、

当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

(3)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、貸倒実績率等による回収不能額を計上している。

3 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式による。

II. 予定貸借対照表等

1 企業債の償還に係る他会計の負担

令和5年度貸借対照表に計上されている企業債（当該事業年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む。）のうち、他会計が負担すると見込まれる金額は2,801,921千円である。

III. リース契約により使用する固定資産

1 リース取引の処理方法

地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第55条に規定するリース会計に係る特例を適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理による。

2 令和5年度の所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る未経過リース料相当額

1年内	275,148円
1年超	361,383円
計	636,531円

IV. その他の注記

1 賞与引当金の取崩し

(1) 令和5年度の予定（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

令和5年度において、職員の期末勤勉手当及び期末勤勉手当に係る法定福利費として、賞与引当金及び法定福利費引当金 6,912 千円を取り崩した。

V. セグメント情報に関する注記

狛江市下水道事業会計は単一セグメントにより事業を行っているため記載を省略している。

狛江市下水道事業会計補正予算（第1号）に関する参考資料

令和5年度狛江市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画明細書

収益の支出

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用		1,390,330	844	1,391,174	
1 営業費用		1,339,475	1,702	1,341,177	
4 総係費		205,754	1,702	207,456	
	1 給料	28,759	807	29,566	給料 807
	2 手当	19,676	443	20,119	職員手当 443
	3 賞与引当金繰入額	4,463	441	4,904	賞与引当金繰入額 441
	6 法定福利費	9,732	11	9,743	法定福利費 11
2 営業外費用		49,854	△ 858	48,996	
1 支払利息及び企業債取扱諸費		32,737	△ 858	31,879	
	1 企業債利息	32,737	△ 858	31,879	企業債利息 △858

資本の支出

(単位:千円)

款項目	節	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本の支出		390,012	27	390,039	
3 企業債償還金		236,247	27	236,274	
1 企業債償還金		236,247	27	236,274	
	1 建設企業債元金償還金	236,247	27	236,274	建設企業債元金償還金 27